

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議
- 2 開催日時 平成27年8月25日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 寺門久雄，飛田幸男，小貫弘巳，櫻井恵子，深谷國男，板橋克衛，安昌美，酒本輝夫，西川まき子，木村義明，坂本勝江，沼田佳三，黒澤伸行，栗原文隆，飯田正美
  - (2) 執行機関 荒井宰，加藤富寛，小坂部勝久，丹治悟
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 新規保存樹の指定について（公開）
  - (2) 市の緑化事業の取り組みについて（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 0人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 【資料1】 水戸市緑化推進会議 会議次第
  - (2) 【資料2】 生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取り組みについて
  - (3) 【資料3】 保存樹一覧表
- 9 発言の内容

### 執行機関

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
定刻となりましたので、ただ今より水戸市緑化推進会議を開催いたします。  
本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課の\_\_\_\_と申します。よろしくお願  
いいたします。

まず、お配りしております本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

なお、本日の会議の進行につきましては、会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、市を代表して、都市計画部副部長\_\_\_\_より御挨拶申し上げます。

(都市計画部副部長より挨拶)

### 執行機関

続きまして、今回、一部委員の変更がありましたので、改めて委員の御紹介をさせていただきます。

紹介の後、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

(各委員の紹介)

### 執行機関

なお、委員の任期につきましては、平成28年8月31日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

### 執行機関

本日の会議の出席者は15名で、委員15名全員が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、本日の水戸市緑化推進会議は「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき公開とさせていただきますので御承知置きください。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。後ほど、議長により署名人2名を選出させていただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行につきましては、「水戸市緑化推進会議条例」第6条第1項に基づき、緑化推進会議会長が行うこととなりますので、\_\_\_\_会長に、議長として議事の進行をお願いします。

### 議長

それでは、まず始めに、附属機関の会議の公開の制度により、会議録を公表していくということなので、会議録に署名を行う署名人2名を指名させていただきます。\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_委員をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、議題1号「新規保存樹の指定について」、審議を始める前に、これに関連して事務局より報告がありますので、お願いします。

## 執行機関

水戸市では、市内において、健全で、かつ、樹容が美観風致上特に優れている樹木を、保存樹として指定させていただいており、現在、市で指定した保存樹は208本あります。

保存樹指定の流れとしましては、樹木の所有者や他の方から保存樹指定の推薦をいただくことで、保存樹指定候補の樹木を選出し、前回の緑化推進会議において設置を承認していただいた保存樹・記念樹小委員会で現地調査を行い、その結果を緑化推進会議で審査し、保存樹の指定を行うこととなります。

今回、保存樹指定の推薦につきましては、新原1丁目、\_\_\_様宅のエノキを\_\_\_様本人より、牛伏町、\_\_\_様宅のツバキを地元の方より、見川町、\_\_\_様宅のハナミズキを\_\_\_様本人より推薦いただきました。

去る6月30日にこれら3件の樹木の調査選考を行うために保存樹・記念樹小委員会を開催したこと、また、その委員長及び副委員長につきましては、委員長に\_\_\_委員、副委員長に\_\_\_委員が選任いたしましたので御報告いたします。

## 議長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。議題1号「新規保存樹の指定について」ですが、ただ今事務局から報告がありましたように、6月30日に保存樹・記念樹小委員会が開催されました。その内容について、小委員会委員で樹木医であります\_\_\_委員から報告させていただきます。

\_\_\_委員よろしく申し上げます。

## \_\_\_委員

それでは、報告させていただきます。

小委員会において、新規指定の保存樹について3か所、3件の候補樹木について現地調査及び協議をいたしました。お手元にお配りしております「新規保存樹の指定について」という資料をご覧ください。

まず1件目、新原1丁目の\_\_\_様の自宅敷地にあるエノキになります。樹高は約13m、幹周は2.14mでした。この寸法は、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則の保存樹等の指定基準に適合しており、写真を見ていただくと、結構立派な樹木に見えると思います。しかし、左下の写真を見ていただくと分かると思いますが、縦に黒い線が入っております。この樹木は、1本の幹ではなく、2本の幹が立ち上がって、その2本の幹が癒着している状態となっております。縦の黒い線に見えるのはその癒着している部分だったわけです。そのため、1本1本の幹周は、エノキという樹種から考えた場合、それほど太いというわけではありません。これまで保存樹に指定されてきたエノキと比べて、まだ少し若いのではないかという意見もありました。よって、今回の指定は見送らせていただくということになりました。

次に2件目、牛伏町の\_\_\_様の自宅敷地にあるツバキになります。樹高は約8m、幹周は1.84mでした。この寸法も、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規

則の保存樹等の指定基準に適合しておりました。現地調査の結果、ツバキはなかなか太くならない樹種なので、ここまで太くなるには相当の年月が必要であつたらうという意見もあり、保存樹として指定するのにふさわしい樹木であるということになりました。

次に3件目、見川町の\_\_\_\_様の自宅敷地にあるハナミズキになります。こちらは株立ちした樹木で、樹高は約5m、幹周は1.14mでした。この寸法は、株立ちした樹木として水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則の保存樹等の指定基準には適合しているのですが、現地調査の結果、この樹木は少し小振りであり、まだ若いのではないかとの意見がありました。結構立派な樹木ではあるのですが、保存樹として指定するには、もう少し今後の生育状況を見た方が良いという結論になり、今回の指定は見送らせていただくこととなりました。

以上、現地調査の結果、3件中1件の樹木を保存樹に指定することが適当である、との結論に達しました。

## 議長

はい、ありがとうございました。

今の報告に対して、何か御質問等はございますか。

## \_\_\_\_委員

保存樹の指定基準の中に、樹齢に関する規定は記載されていませんが、配布された保存樹一覧表中の現在指定されている保存樹には推定樹齢が記載されています。今回のエノキ、ツバキ、ハナミズキについて、それぞれ推定樹齢はどれくらいなのでしょう。

## \_\_\_\_委員

推定樹齢を判断するというのは、本当に難しいところでして、これまでの保存樹では、所有者からの聞き取りなどを中心に判断されてきたようです。

今回の保存樹の推定樹齢についても、事務局で聞き取りを行っているようなので、御説明願いたいのですが。

## 執行機関

事務局で、所有者の方々から、樹木が大体何年前からそこにあるのか、聞き取りを行っております。

まず1本目のエノキに関しては、3、40年くらい前には既にそこにあつたという話なのですが、それ以前となると、樹木が生えている場所がもともと山の中だったということもあり、いつ頃からあつたのかは分からないという話でした。ただ、小委員会からの報告にもあつたように、このエノキはそこまで古いものではないようです。

2本目のツバキに関しては、現所有者の3代前の曾祖父が子供の頃にはもうあつたと思われるという話でして、大体ではありますが、推定樹齢150年くらいではないかと思われれます。

3本目のハナミズキに関しては、現所有者の方が4、50年くらい前に購入して植えられたという話でして、推定樹齢は大体50年くらいだろうと思われれます。

## 委員

植えた樹木であれば、樹齢が分かると思うのですが、元々自生していた樹木の場合は、日当たりが良ければどんどん大きくなりますし、日陰になる場所であれば、あまり成長しないでしょうし、判断が難しいと思いますので、所有者のお話を尊重したいと思います。

樹齢は、保存樹の指定とは関係していなかったでしょうか。

## 執行機関

保存樹の指定基準には直接関係していません。

## 議長

他に御質問、御意見等がございますか。

それでは、質問等もないようですので、小委員会の報告どおり、1件を保存樹として新規指定することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## 議長

はい、ありがとうございます。

異議なしとの声がありましたので、議題1号は承認されました。

続きまして、その他「市の緑化事業の取り組みについて」に入りたいと思います。

それでは、事務局より「市の緑化事業の取り組みについて」報告をお願いします。

## 執行機関

では、事務局より、生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取組について報告させていただきます。配布されている「生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取り組みについて(報告)」という資料を御覧ください。

まず、生垣設置奨励補助事業の概要から説明させていただきます。水戸市では、緑豊かで安全な生活環境を確保することを目的として、平成3年4月に生垣設置奨励補助金交付事業を創設し、生垣を設置する市民に対し、設置等に要する費用を補助しております。平成26年度末時点での設置補助件数は538件で、延長は10,504mとなっております。

生垣設置奨励補助金交付事業の概要につきましては、表-1のとおりです。

主な補助金交付の要件は、設置する生垣が、水戸市内の住宅用地において、公共用道路に面した箇所に新設又は既存ブロック塀等を改造するものであること。生垣としての外観を備えるものであることとなります。生垣の外観とは、樹高が1m以上であること、5m以上の延長があること、葉が触れ合うように列植されていること、などとなります。

次に補助金の交付金額ですが、まず生垣の設置費用の2分の1が交付金額となります。ただし上限があり、1m当たり5,000円、総額では15万円が限度額となります。また

既存ブロック塀等を生垣に改造する場合、塀等の撤去も補助金交付の対象となり、こちらも塀等撤去の2分の1が交付金額となります。こちらは1 m当たり 3,000 円、総額では9万円が限度額となります。

この補助金の交付を受けるためには、まず申請時に交付申請書、設置計画図、工事金額見積書などの書類を揃えて公園緑地課に申請を行い、公園緑地課の審査を受けます。その後、工事完了後に完了報告書、領収書の写し、請求書などの領収書の内訳が分かる資料を揃えて公園緑地課に報告していただきます。その結果、申請内容、工事内容に問題がなければ交付金の交付が行われます。

なお、補助金の交付を受けた者は、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から5年以上は生垣として活用しなければなりません。

次に、近年の生垣設置奨励補助事業について報告させていただきます。

生垣設置奨励補助事業を利用した生垣設置件数は、生垣設置奨励補助事業開始直後、多い年には50件以上ありましたが、年々減少し、平成20年から平成22年の3年間では、平均10件にも満たない状況でした。

平成23年の3月11日に発生した東日本大震災により、市内各地でブロック塀等が倒壊する事態が発生しました。生垣設置補助に関する市民からの問合せや申請は年度当初より急増し、6月には当初予算額が尽き、7月に生垣設置補助予算を増額補正しました。補助金の増額補正については新聞各社にも取り上げられたこともあり、市民の反響も大きく、最終的に平成23年度の設置補助件数は22件で、前年度の倍以上の結果となりました。2ページ目の表2とグラフを見ていただくと、平成20年度から平成22年度までに比べ、平成23年度の補助件数と設置延長が増加しているのが、見ていただければと思います。

その後、平成23年度ほどの申請を受けていないものの、申請件数は高い水準で落ち着いています。

生垣には、緑化の推進や景観の向上に寄与するほか、ブロック塀等から生垣にすることで倒壊等被害防止の防災対策や延焼防止、気温の抑制といった効果もありますので、継続的に生垣設置希望者を支援していきたいと考えております。また、水戸市の環境基本計画において、身近な緑の創出に取り組むということで、平成35年度までの生垣設置奨励補助事業を利用した生垣設置延長の目標値を14,000mと定めており、この目標を達成できるよう広報みやホームページ等を活用し、より一層のPRを図ってまいりたいと考えております。

最後に、補助事業の改正について報告させていただきます。

今年度、公共事業の一環で塀等の撤去を行うため、水戸市の補償金を使って塀等の撤去及び再設置を予定している市民の方から、塀等を再設置せずに生垣を設置した場合、生垣設置補助の対象となるのかという問合せがありました。現行の水戸市生垣設置奨励補助金交付要項において、生垣設置奨励補助事業以外の公共事業で補償などを受けた場合についての記載はありません。しかし、補償金や補助金の交付を重複して行うことは事業の本質としても避けるべきであり、県内で同様に生垣設置補助を行っている土浦市や阿見町などの自治体では、生垣設置補助に関する条例や要項で、他事業の補助や補償

を受けた際には、補助の対象外になると定めています。本市でも検討を行い、他事業の補助や補償を受けた際の対応を明確にするため、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項において、補助の対象外となる旨の記載を追加することといたしました。3ページ目の新旧対照表を御覧ください。現行の水戸市生垣設置奨励補助金交付要項第2条、補助の対象において、第6号までしか記載がありませんが、こちらに第7号として「他の法令等の規定により、補助又は補償を受けたものでないもの」というような文言を追記し、他事業の補助や補償を受けて設置する生垣については、生垣設置補助の対象外となることを明確にする予定です。

以上で、生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取組についての報告を終わります。

#### 議長

ありがとうございました。ただ今事務局より報告のありました「市の緑化事業の取り組みについて」、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

#### 議長

私から少しよろしいでしょうか。生垣には、時期によって毛虫がかなり付くと思いますが、その辺の苦情等はないでしょうか。

#### 執行機関

生垣に虫がつくという苦情は今のところ受けていません。生垣が枯れてしまいそうなので、どうすればいいか教えてほしいとか、造園業者を紹介してほしいとか、そのような連絡を受けることはあります。

#### 議長

分かりました。他に何か御意見はございませんか。

#### 委員

環境基本計画での設置延長の目標が14,000mとなっているとのことですが、設置延長の累計というのは、2ページ目の各年度の設置延長の合計でしょうか。もし2ページ目の設置延長の合計が累計なのであれば、目標と大分乖離しているように見受けられるのですが、目標を達成するためにどういうことを考えておられるのでしょうか。

#### 執行機関

設置延長全体の累計は、平成26年度末時点で10,504mとなります。2ページ目に記載されているのは平成20年度から平成26年度までの期間の実績となっております。目標達成まではあと大体3,500mくらいになります。

また、目標を達成するための行動としまして、市報やホームページに生垣設置補助制度に関する記事を掲載しているのですが、市報やホームページを見る方々は限られております。生垣設置補助の申請で一番多いのは、家の新築に併せて生垣を設置するという

場合なので、申請者の代理で水戸市にいらっしゃる業者の方に補助制度をPRして、制度を理解していただくようにしております。業者の方々も営業に使えるでしょうし、水戸市としても広く伝えられます。最近、業者の代理による申請件数も増えてきています。

#### 議長

他にございますか。なければ、この件については、これで終了したいと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

せっかくの機会ですので、何か水戸市の緑化事業について、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、どうぞお願いします。

#### \_\_\_\_委員

保存樹についてですが、都市計画道路の計画区域の中に保存樹があったとしたら、どちらが優先されるのでしょうか。

百樹園の中にあるケヤキの保存樹についてとても心配しています。

移植するという話も伐採するという話もあって、百樹園の管理事務所の方に聞いてもよく分からないのですが。保存樹の方が歴史は長いですね。

#### 執行機関

保存樹の制度は、公共施設を対象としておらず、民間の方の所有している樹木を対象としております。\_\_\_\_委員の仰っている百樹園ですが、茨城県で、3・3・2号線という都市計画道路を整備しておりまして、百樹園の一部がこの都市計画道路にかかるような計画となっております。

この都市計画道路3・3・2号線というのは、百樹園を公園として開設する前から、道路の線形が決まっておりました。また、公園の主要な樹木は都市計画道路から外れているような形となっておりますので、御心配されているようなことはないと思います。ただ、公園の出入口が、現在狭い県道の方にございますので、新しい都市計画道路から入れるような形で整備し直すことになっております。その際、支障となる樹木については、水戸市造園建設業協同組合に依頼して、移植できるかどうか相談させていただいたのですが、大きい樹木は移植が難しいということですので、どうしても必要な箇所については、必要最低限の樹木を伐採するように考えております。

百樹園内にケヤキが何本かございますので、\_\_\_\_委員のおっしゃるケヤキについて、後ほど確認し、個別にお答えさせていただきたいと思います。

#### 議長

他にございますか。

#### \_\_\_\_委員

水戸市としては、もっと緑を増やした方が良いので、保存樹や生垣設置補助の広報について、市報やインターネットでの広告も大事ですが、委員の皆様、周囲の方々に話



をしていただいたりするなど、御協力いただくのもよろしいのかなと思うのですが。

#### 執行機関

例えば、保存樹の推薦ですけれども、樹木の所有者だけではなく、周辺の住民から推薦をいただいた場合でも、保存樹候補として選出させていただきます。今回出席していただいている委員の方々などからも、付近に立派な樹木があって、保存樹としてどうだろうというご意見等がある場合、公園緑地課にご連絡していただければ、事務局で現地確認や所有者に連絡を取るなどして、保存樹候補としての選出等させていただきたいと思います。

#### \_\_\_委員

では、そのように皆様の御協力をお願いします。

#### 議長

他にございませんか。

#### \_\_\_委員

保存樹が大きくなって、枝などが、隣の家の敷地に出張ってしまったりして、半日くらい日が当たらなくなってしまうとか、落ち葉が屋根の上に積もってしまうとかいった話を聞くのですが、そういう場合、補助金などで枝を落とすとかはできないのでしょうか。市ではどのような管理をしているのでしょうか。何か援助をしたりはしていないのでしょうか。

#### 執行機関

保存樹は、原則所有者に管理していただいておりますが、市の方でも奨励金を年間3,000円お支払いしていますが、管理の負担補助としてではなく、保存樹の所有を奨励する目的でお支払いしています。

水戸市で助成するのは、保存樹が病気にかかって枯れそうなどときなど、樹木を守りたいというときで、そのような場合であれば、予算の範囲内で樹勢回復等の援助を行わせていただきます。

所有者が代替わりすると、保存樹に対する意識も変わり、隣地に迷惑をかけてまで木の維持をするのは大変なので保存樹指定を解除したい、という相談も受けているので、保存樹所有者が引き続き保存樹を維持管理できるような支援を検討してまいりたいと思います。

#### 議長

他に何かございますか。

ないようでございますので、以上で水戸市緑化推進会議を終了いたします。

ありがとうございました。これで事務局へお返しいたします。

## 執行機関

\_\_\_\_会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございます。また、貴重な御意見の方も併せていただきまして、ありがとうございます。おかげさまで本日の会議を無事終えることができました。

これで、水戸市緑化推進会議を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。